

今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)のポイント

(平成22年7月26日中央教育審議会初等中等教育分科会)

①学級編制の標準の引下げ

- ◎新学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教員が子どもと向き合う時間の確保等の観点から、学級編制の標準を以下のとおり改善。
 - 小・中学校の学級編制の標準(単式学級)を、現行の40人から引下げ。小学校低学年については、さらなる引下げを検討。
 - 小・中学校の複式学級の学級編制の標準も引下げ。
 - 画一的な取扱いにより学級規模が小さくなりすぎないよう、柔軟な学級編制を可能とする仕組みにする必要。

②教職員定数の改善

- ◎上記と同様の観点から、以下について教職員定数を改善。
 - 基礎定数の充実/学校運営体制の整備/特別支援教育の充実/外国人児童生徒への日本語指導の充実/生徒指導の充実/児童生徒の心身両面の支援/食育の充実/事務処理体制の充実/読書活動の支援/キャリア教育・進路指導の充実/高等学校における教職員定数の改善

③市町村教育委員会への権限移譲等

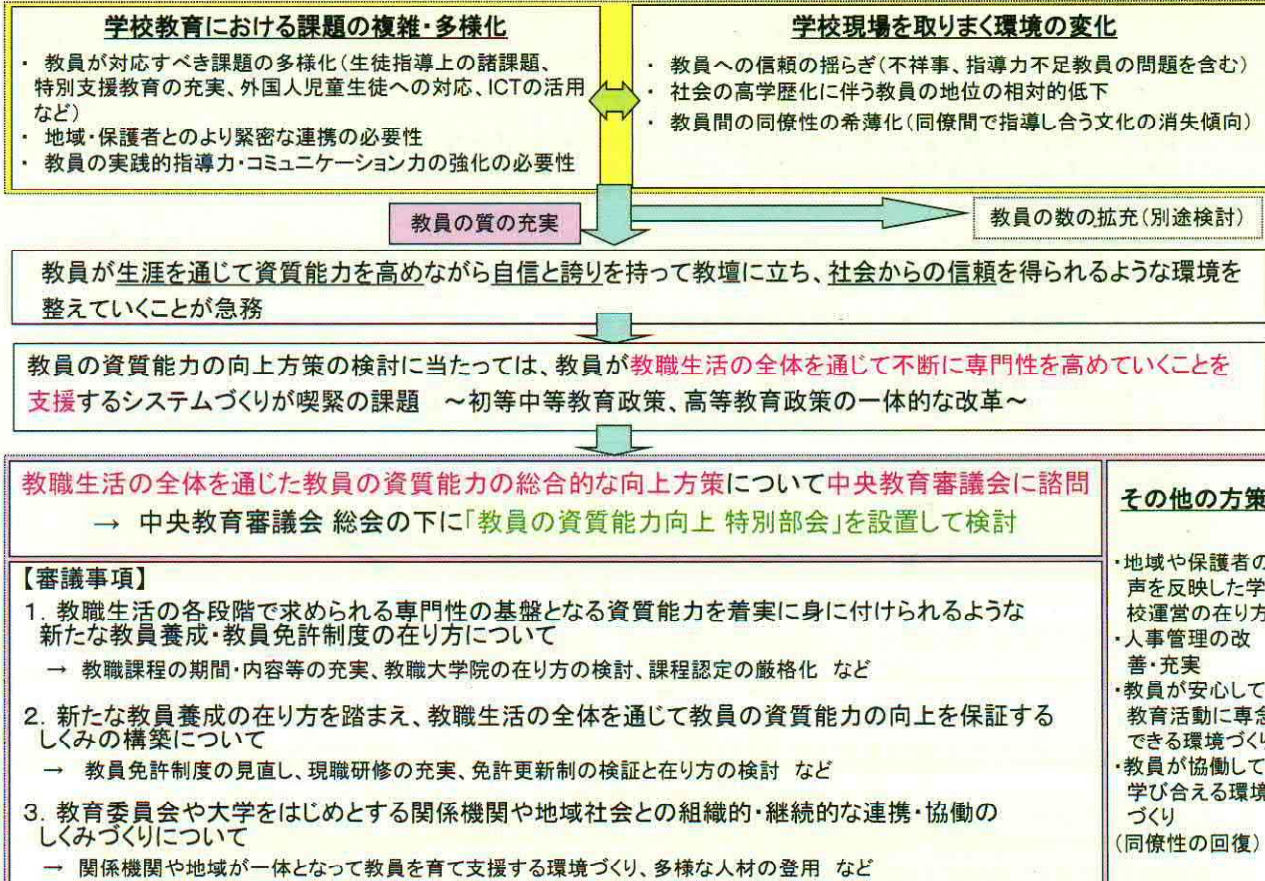
- ◎設置者である市町村が主体的に学校の教育条件整備に取り組む観点から、学級編制に関する権限を都道府県教育委員会から市町村教育委員会へ移譲。また、計画的な教職員配置を進め、定数配分の客観性・透明性を高める観点から、加配定数の相当程度を基礎定数に組み入れ。

新学習指導要領実施スケジュール(概要)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園	告示 周知・徹底	全面実施				
小学校	告示 周知・徹底	先行実施 算数、理科	総則等	全面実施		
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
中学校	告示 周知・徹底	先行実施 数学、理科	総則等	全面実施		
		教科書検定	採択・供給	教科書使用開始		
高等学校	告示 周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(年次進行) 数学、理科	年次進行 で実施	
			※理数除く 教科書検定※	採択・供給	教科書使用開始	

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について

6月3日中央教育審議会に諮問



学校マネジメントの改善について①

平成22年6月18日中央教育審議会 委員提出資料より

- ◎ 学校を取り巻く現状について業務負担の観点から概観した場合、以下のような種々の面で、課題が多様化・複雑化してきていると考えられる。
 - 児童生徒等の指導に関すること
 - ・ 社会の高度化・複雑化等に伴い、学校で教えることが期待される教育内容が多様化している。また、それに対応するために様々な準備が必要となっている。
 - ・ 児童生徒の規範意識の変化や問題行動の多様化等により、その指導が困難化する場合が生じている。
 - 学校の運営に関すること
 - ・ 会議・打合せ、事務・報告書作成等子どもたちの指導に直接かかわる業務以外の業務に多くの時間が割かれるようになっている。
 - ・ 説明責任を果たすことが求められるようになり、説明の機会が増えるとともにそのための書類の作成等が必要となることも増えている。
 - 外部との連携等に関すること
 - ・ 家庭や地域と連携することが一層求められるようになる中、保護者や地域住民に対応する機会が増加している。
 - ・ 学校に対する保護者や地域住民の意見や要望が多様化する中、一部理不尽な要望がなされるようになっている。

学校マネジメントの改善について②

◎ 今後、学校教育の質を一層向上させるためには、これらの課題に対応するための取組を進め、学校のマネジメントについて改善を図っていくことが必要。

【組織的な学校運営】

- ・ 学校を従来のような鍋蓋型の組織にするのではなく、副校長、主幹教諭、指導教諭等を配置し、これらの教員の機能を活用する組織にしていくことが必要。
- ・ 子供に関する業務はすべて教員のものとするのではなく、事務職員の役割を明確化し、教員との適切な役割分担をしていくことが必要。また、事務の共同実施も広がってきており、効率的な学校運営に有益。
- ・ 学校運営の目標を定め、それを実現するためにどういう授業準備や部活動を行っていくかを組織的に検討し、チームとして自発性・創造性を発揮しながら取り組んでいくことが必要。

学校マネジメントの改善について③

【専門的な役割を担う教職員の配置】

- ・ 必要な数・職種の教員を配置するなどの体制整備が必要。
- ・ 現在では、学校教育が学校だけで完結してしまうことには限界がある。地域の方に学校に参画してもらい、地域とともに学校で子供を育てていくことが重要。そのためには、教育委員会や学校の側ももっと地域に働きかけていくことも必要。
- ・ 日本は欧米に比べて教員以外の職員が少ない。教員以外の専門家を増やすことで教員の勤務負担を軽減し、授業に集中していけるようになる。
- ・ 教育の内容や学校運営に直接関わる業務についても専門人材、地域人材に入ってもらい、教員とは異なる考え方を持つ人が学校に関わるのが重要。あらゆるマンパワーを学校に振り向けていくことが必要。

【業務の遂行方法の改善】

- ・ 教員はノウハウの伝達が十分ではなく、また作成する文書も標準化されていないため非効率。文書を標準化したり、ICT化を通じて情報を共有していくことで教員の業務も効率化される。
- ・ 学校や教員の業務について、教育委員会も含めて誰がやると最も効率的・効果的に実施できるのかを考えて、業務の範囲を明確化し、配分していくことが必要。

【教職員の働き方の見直し】

- ・ 教員の働き方についてもワーク・ライフ・バランスが必要である、というメッセージを発することが必要。

全国公立高等学校事務職員協会
第63回全国研究大会岡山大会

「今後の教育改革の動向について」

平成22年7月29日(木)
13:40~14:40
岡山市民会館

公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設

趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

制度概要

- (1) 対象となる学校種
対象となる学校種は、国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学省令で定めるもの※)とする。
〔※専修学校の高等課程:各種学校のうち外国人学校であって、文部科学省令で定める要件を満たすものとして文部科学大臣が指定するもの〕
- (2) 公立高等学校に係る措置
公立高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担する。
- (3) 私立高等学校等に係る措置
(2)以外の高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(私立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒は増額※)を助成(学校設置者が代理受領)。
〔※所得(市町村民税所得割額により判断)に応じ、一定額(118,800円)を1.5~2倍した額を上限に助成。
市町村民税所得割非課税(年収250万円未満程度の世帯*を想定) 237,600円(2倍)
所得割額18,900円未満(年収250~350万円未満程度の世帯*を想定) 178,200円(1.5倍) (*両親と子ども2人の世帯の場合)〕

公立高校—不徴収による授業料無償化—



私立高校—就学支援金の支給により、教育費負担を軽減—

